その他の課題について(不服申立・訴訟手続について)

1.海外における訴訟関連の規定

環境影響評価制度総合研究会で比較対象とした主要諸国のうち、アメリカ、カナダ、イギリス、オランダ、ドイツ、フランスの 6 カ国について、環境影響評価に関する訴訟を提訴することが可能な法的規定の有無について整理すると以下のとおりである。

- (1) 6 カ国中 4 カ国においては、環境影響評価の詳細について規定する以下の法令いずれにおいても、訴訟の提起に関する規定は存在しなかった。
 - ・アメリカ(国家環境政策法)
 - ・カナダ(カナダ環境評価法)
 - ・オランダ(環境管理法及び環境影響評価令)
 - ・ドイツ(環境影響評価法)

上記 4 カ国において、行政機関に対して紛争全般の解決を求めるような訴訟手続が規定される一般法は存在している。これらの法律においては、事業の許認可手続きにおける意見提出者もしくは許可された事業から直接的な影響を受ける利害関係者が、環境影響評価関連訴訟を提訴することが可能である。

- ・アメリカ(行政手続法)
- ・カナダ(連邦裁判所法)
- ・オランダ(一般手続法)
- ・ドイツ(行政裁判所規則)
- (2) 6 カ国中 2 カ国においては、環境影響評価の詳細について規定する以下の法令において、訴訟の提起に関して規定されている。
 - ・フランス(法令第 77-1133 号(環境法典 R512、産業施設関連)及び法令第 77-1141号(環境法典 R122、非産業施設関連)): 許可された事業から直接的な影響を受ける利害関係者が、事業の許可に対して環境影響評価関連訴訟を提訴することが可能
 - ・イギリス(都市・農村計画法(規則において環境影響評価の詳細を規定)): 事業 の許可に対して環境影響評価関連訴訟を提訴することが可能

2. 国内における環境影響評価関連訴訟の代表的な事例

国内において環境影響評価手続や内容等が論点となった訴訟事例のうち、これまでに一度でも判決がなされたものについて、代表的な事例()を表 1 にとりまとめた。いずれも環境影響評価手続や内容等が違法であると判決が確定したことはなく、環境影響評価に係る論点については棄却されている。

裁判所ホームページの判例検索システムから「環境影響評価」のキーワードで検索した事例のうち主要なものを抜粋。

表 1 環境影響評価に係る訴訟事例

	衣 境境が番計画に係るが故事例					
事業種	対象	経緯	論点(環境影響評価に係るもののみ抜粋)	判決(概要)		
埋立	法	2005 提訴 2008 地裁(一部差止) 2009 高裁(一部差止)	環境影響評価等が違法であり、そのために知事の判断を誤らせて埋立免許等を行わせたこと等から、損害賠償請求、公金差止請求。	・環境影響評価が違法であるとまでいうことはできない等として、損害賠償義務は認められない。(地裁・高裁) (埋立事業については一部公金差止請求を認容)		
飛行場	法	2005 提訴 2009 地裁 棄却	本件環境影響評価準備書の作成委託業務に ついての支出命令が違法であり、損害賠償請 求。 ・方法書手続以前の調査実施 ・方法書に障害灯や進入灯の記載がない 等	環境影響評価法に違反して違法であるとまでいうことはできない等として、請求は棄却(地裁)		
道路	閣議	2003 提訴 2005 地裁 棄却 2008 高裁 棄却 2009 最高裁 棄却	環境影響評価の手続及び内容において瑕疵 があり、本件事業認定が違法等として、事業 認定取り消しを請求	道路交通騒音に関する本件環境影響評価の 予測及び評価は合理的なもの等として棄却 (地裁)		
道路	閣議	2004地裁 原告勝訴 2006 高裁 棄却 2007 最高裁 棄却	土地収用法に基づ〈事業の認定の取消請求	・騒音被害について誤った基準を用いている 等として、事業認定を違法とし、取り消し請求 を認容(地裁) ・環境影響評価の手法や内容において特に不 適切、不合理な点は認められず、事業認定が 裁量権の逸脱等と認められない等として棄却 (高裁)		
道路	閣議	2000 提訴 2007 地裁 棄却 係争中	大気汚染、騒音等の人格権侵害(環境影響評価の予測結果以上の汚染が生じる)等に基づき、道路の建設の差止請求。	環境影響評価等で予測される程度を越える大 気汚染・騒音が発生すると認めるに足りる証 拠はないこと等から、道路の建設が沿線住民 に対して違法な権利侵害等と認めることがで きず、建設の差止めを求めることができない 等として、棄却(地裁)		
鉄道	条例	2003 提訴 2006 地裁 棄却 2007 高裁原告敗訴	環境への影響等を理由に工事施行認可の取 消等を請求。	環境影響評価の判断の過程に看過し難い過 誤等があるとはいえず,本件評価書を参考に した被告の専門技術的判断には,著しい過誤 欠落はなく,裁量の範囲を逸脱した違法はな い等として、棄却(地裁)		
鉄道	条例	2006 提訴 2008 地裁 棄却	騒音に関する環境影響評価その他の手続等 に誤りがある等として、施行認可の取り消しを 請求。	評価書の過程には原告らが指摘するような違法はない等として棄却(地裁)		

鉄道	条例	1994 提訴		・環境影響評価に著しい過誤がある等から認
		2001 地裁原告勝訴	環境影響評価手続の違法等から都市計画決	可が違法である等として請求を認容(地裁)
		2003 高裁 棄却	定の事業方式の選定が違法である等として、	・環境影響評価の判断が条例に十分配慮した
		2005,2006 最高裁	都市計画事業の施行認可の取り消しを請求。	ものであったこと等から違法であるということ
		棄却		はできないとして棄却(最高裁)
鉄道	条例	2006 提訴 2008 地裁 棄却	騒音に関する環境影響評価その他の手続等に誤りがある等として、施行認可の取り消しを 請求。	評価書の過程には原告らが指摘するような違法はない等として棄却(地裁)
飛				
行	条例	1999 提訴	法令違反(環境影響評価条例を含む)等から、	仮に事業に違法が存するとしても,本件債務
場・		2004 地裁 棄却	空港建設に係る公金差止、損害賠償等を請	負担行為,ないし本件予算の支出が違法とな
埋		係争中	求。	るものではないため、主張自体が失当。
立				

3.ポイント

海外制度調査を実施した 6 カ国において、環境影響評価の詳細について規定する法令で訴訟に関して規定されていなかった国は 4 カ国、規定されていた国は 2 カ国であった。

環境影響評価に係る国内の訴訟について、過去の代表的な判例では、環境影響評価手続や結果が違法であるとした論点については棄却されている。